

企業の健康管理をサポートします

利用無料

岐阜産業保健総合支援センター 業務案内

1



セミナーの 開催

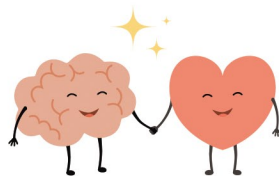
メンタルヘルスなど企業の安全衛生、健康管理に役立つセミナーをWEBや会場で開催しています。



申し込みはこちら



2



メンタルヘルス 対策

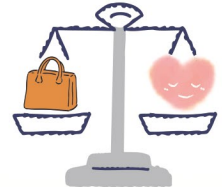
ストレスチェック導入や、従業員教育を支援します。義務化への備えにご活用ください。



申し込みはこちら



3



治療と仕事の 両立支援

病気の治療と仕事の両立を支援します。専門スタッフが制度導入や職場環境整備をサポートします。



申し込みはこちら



4



専門家による支援

産業医による検診結果の意見聴取、理学療法士による転倒・腰痛予防の事業場訪問や、保健師による健康相談・講話を実施しています。

理学療法士訪問



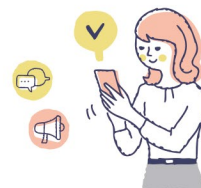
保健師訪問



地産保センター
申し込み



5



情報提供

ホームページ、メルマガ、Xで、研修情報や産業保健に役立つ情報を発信しています。

メルマガ登録



Xアカウント



ぎさんぽさん♪



岐阜産業保健総合支援センター
公式キャラクター



独立行政法人労働者健康安全機構

岐阜産業保健総合支援センター

<https://gifus.johas.go.jp>

〒500-8844 岐阜市吉野町6-16 岐阜スカイウォールビルディング

☎058-263-2311

(旧大同生命・廣瀬ビル)

お申し込みは
ホームページから



実はこんなに頼れるセンターなんです!

多くの事業場が活用している支援があります。

あなたの事業場にもきっと役立ちます。ぎさんぽレンジャーにお任せください!

セミナーの開催

衛生管理者などの産業保健スタッフや人事労務担当者を対象に、メンタルヘルス、化学物質管理、熱中症対策、高年労働者の健康支援、女性特有の健康課題など、今、企業に求められる最新テーマについてセミナーを開催しています。



メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援

事業場や治療中の従業員から寄せられる“よくあるお悩み”に※専門スタッフが訪問し、アドバイスします。

メンタルヘルス対策

- 監督署から心の健康づくり計画の策定について指導された
- 元気がない従業員がいるけど、どう対応していけばいい?
- ストレスチェックについて、制度の導入や結果の活用って?
- 管理者や従業員に対する社内研修を行いたい



治療と仕事の両立支援

事業場から多く寄せられるご相談

- 休職中の労働者が復職を希望しているが手順がわからない。
- 主治医にどう相談すればいいのかわからない。

治療中の従業員から多く寄せられるご相談

- 傷病手当金など制度の活用がわからない
 - 病気を会社にどう伝えればいいのかかわからない
- *身近な病院で相談窓口も設けております。



※専門スタッフ:保健師、理学療法士、臨床心理士、産業カウンセラー、社会保険労務士、労働衛生コンサルタントなど様々な専門家が登録しています。

専門家による支援

50人以上の
事業場でも
対応可能な支援

● 理学療法士の訪問サービスってどんなことをしてくれるの?

健康チェックや腰痛予防の体操、セミナーなどの対応が可能です。
事前打ち合わせで企業の要望を踏まえて対応します。

50人未満の
事業場への支援

● 保健師の訪問サービスってどんなことをしてくれるの?

健康診断後の保健指導や健康相談などを行います。従業員向けに女性の健康や、健康管理などの健康講話を行います。

● 県内7つの地域産業保健センター(地産保)での、 健診結果についての医師の意見聴取や面接指導、保健師による健康相談



情報提供

ホームページ・メルマガ・公式Xで、健康づくりに役立つ情報をお届けしています

×はじめました



アカウント
@gifu_sanpo21

メルマガ登録



最新情報をご提供!

研修会
申し込み等



センター
URL



ぎさんぽレンジャー 産保センターの5つの事業を表現しています



セミナー



メンタルヘルス



両立支援



専門相談



情報発信

地域産業保健センターの ご案内

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者の方の健康管理を支援します

サービス 1

健康診断結果について医師からの
意見聴取



サービス 2

長時間労働者や
高ストレス者に対する
面接指導



サービス 3

労働者の
こころとからだの
健康管理相談



サービス 4

専門スタッフによる
個別訪問指導



地域産業保健センター（通称「地さんぽ」）では、労働者数 50 人未満の、小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

※地さんぽの利用には事前の申込みが必要です。

※総括産業医がいる小規模事業場は支援対象外となります。

※利用回数には制限があります。

詳しくは、最寄りの地さんぽ又は岐阜産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

ご利用は
無料です



岐阜県内の地域産業保健センター

岐阜地域産業保健センター 〒500-8881 岐阜市青柳町5-4
(TEL 058-255-0373 FAX 058-255-1555)

西濃地域産業保健センター 〒503-0856 大垣市新田町1-8
(TEL 0584-88-1588 FAX 0584-89-8718)

飛騨地域産業保健センター 〒506-0025 高山市天満町4-70
(TEL 0577-35-3218 FAX 0577-35-3269)

東濃地域産業保健センター 〒509-5127 土岐市土岐ヶ丘2-12-1
(TEL・FAX 0572-56-1200)

中濃地域産業保健センター 〒501-3874 関市平和通6-11-1
(TEL 0575-24-8219 FAX 0575-24-8210)

恵那地域産業保健センター 〒509-9132 中津川市茄子川1683-180
(TEL 0573-68-8153 FAX 0573-68-8152)

郡上地域産業保健センター 〒501-4221 郡上市八幡町小野3-2-13
(TEL 0575-65-5908 FAX 0575-65-5824)



岐阜県内には7か所の
センターが設置されています

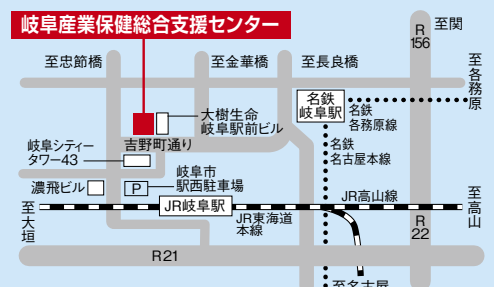


独立行政法人労働者健康安全機構

岐阜産業保健総合支援センター

〒500-8844 岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル
TEL 058(263)2311 FAX 058(263)2366

URL <https://www.gifus.johas.go.jp> ホームページからのご利用が便利です



地域産業保健センター 利用申込書

☐	岐阜地域産業保健センター	Fax : 058-255-1555	☐	中濃地域産業保健センター	Fax : 0575-24-8210
☐	西濃地域産業保健センター	Fax : 0584-89-8718	☐	恵那地域産業保健センター	Fax : 0573-68-8152
☐	飛騨地域産業保健センター	Fax : 0577-35-3269	☐	郡上地域産業保健センター	Fax : 0575-65-5824
☐	東濃地域産業保健センター	Fax : 0572-56-1200			

行

ご希望の項目に
○印を付してください

- | | | | |
|---|---------------------------|--------|----|
| 1 | 健康相談（脳・心臓疾患リスク者保健指導） | （対象者 | 名） |
| 2 | 健康相談（メンタルヘルス不調者相談・指導） | （対象者 | 名） |
| 3 | 健康相談（ストレスチェック相談・指導） | （対象者 | 名） |
| 4 | 健康相談（その他） | （対象者 | 名） |
| 5 | 健康診断の結果についての医師の意見聴取 | （対象者 | 名） |
| 6 | 長時間労働者に対する面接指導 | （対象者 | 名） |
| 7 | ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導 | （対象者 | 名） |
| 8 | 個別訪問による産業保健指導の実施・職場巡視 | （希望する） | |
| | 【作業環境管理、作業管理等の助言・指導】 | | |

利 用 申 込 者 の 区 分 (注 1.2) 該当するものに○を付けてください	事業者						個人事業者等		個人事業者等への注文者等	
事 業 場 名 (注 3)					労働者数 (注 4)	男	名	計	名	
						女	名			
代 表 者	職名				氏名					
所 在 地	〒									
	TEL				FAX					
企業全体の情報 (注 5.6)	企業名（ ）、労働者数（ 人） 産業医数（ 人）うち、総括産業医（ 有 ・ 無 ）									
業 種 該当するものに○を付けてください	製造業 建設業 運送業 電機・ガス水道業 情報通信 卸・小売 金融・保険 不動産業 飲食店・宿泊業 医療・福祉 教育・学習支援業 サービス業（その他） その他（ ）									
担 当 者	職名				氏名					
	E-mail									
訪 問 希 望 日 実施日は、産業医の都合等で変更 させていただく場合があります	第1希望	年 月 日 （ ）			第2希望	年 月 日 （ ）				
		午前		午後		午前		午後		
地域産業保健センターの利用 該当するものに○を付けてください	新規（直近２年間利用 無） それ以外									

*本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

*利用の申込みは、年度毎に2回まで可能です。申込みの状況等により、利用をお断りする場合があります。

(注 1) 個人事業者等とは、一人親方や中小企業の事業主などで労災保険に特別加入している方です。

(注2) 個人事業者等への注文者等とは、一人親方などに仕事を注文する方などで、相談内容の6（長時間労働の面接指導）又は7（高ストレス者に対する面接指導）についてのみ申込みが可能です。

(注3) 事業場名は、利用申込者の区分が事業者の場合は支店、営業所又は工場等の当該事業場名を、個人事業者等の場合は個人事業者等の名称を、個人事業者等への注文者等の場合は注文者等の名称を記入してください。

(注4) 労働者数は、利用申込者の区分が事業者の場合は事業場の労働者数を、個人事業者等の場合は個人事業者等の労働者数を、個人事業者等への注文者等の場合は注文者等の労働者数を記入してください。

(注5) 利用申込者の区分が事業者で、申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業全体の情報を記入してください。

(注 6) 本事業は企業規模で常時労働者数 50 人未満の小規模事業場を優先的に対応いたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。
「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

チェック欄

はい いいえ

- 1 全項目に漏れなく記入しています。
- 2 事業場、個人事業者等又は個人事業者等への注文者等の労働者数は 50 人未満です。
- 3 当社に総括産業医は居ません。
- 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- 7 (利用申込者の区分が個人事業者等又は個人事業者等への注文者等のみ確認) 労災保険に特別加入している。
- 8 上記に相違ありません。

[illegible]